# JACR NEWSLETTER

No. 17

August 2005

## Japanese Association of Cancer Registries

地域がん登録全国協議会

<sub>巻頭言</sub> 新しいがん登録への期待と展望 中谷 比呂樹 国立がんセンター運営局長

がんが国民の健康上、最大かつ深刻な脅威となったにも関らず、「評価なくして対策なし・登録なくして評価なし」を氷解するための「がん登録」が何故遅々として進まないのか、関係者の皆様は大変な焦燥感を持っておられることを実感している。更には、がん検診の一般財源化や個人情報保護法といった逆風から、行政が本気で守ってくれなかったというお気持ちを持たれることも理解できないわけではない。行政に身を置きながら、現実の医療の立場をも持つ自分としては、対策を進める上でも、専門家との信頼関係を維持強化する上でも過視できない問題であり、この機会に、どうしたらがん登録を進めることが出来るのか私見を述べることによって編者からの要請にお応えすることとしたい。

まず、がん登録をめぐる環境の変化を共有する 必要があると思われる。これは、健康増進法によ るプラス因子、個人情報保護法によるマイナス因 子、それらのバランサーとしての疫学に関する倫 理指針の見直しなどの技術面ではなく、むしろ時 代の流れといったものである。これは、日ごろ私 が公衆衛生全般に当てはまることでもあり心し てかからなければならないと思っていることで もある。一言で言えば、公衆衛生の「集団離れ」 と「個人化」という現象である。かつて公衆衛生 は、感染症を対象として多くの成果をあげたてき たが、生活習慣病 = 個人の行動中心の疾病構造に 転ずるにしたがって「黄昏」状態となり今日に至 っている。がんに例えていえば、過日、患者団体 のヒアリングも踏まえてとりまとめられた「(厚 生労働省)がん医療水準均てん化の推進に関する 検討会」報告書(http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/ 04/s0419-6.html) は、全国のがん医療水準の格差 に関するデーターの現状認識に立って、格差を生 み出す要因と課題を述べ、最後にがん医療水準の 均てん化に向けての提言で締めくくっている。即 ち、 専門医等の育成、 早期発見に関わる体制

賛助(寄付)団体(敬称略、順不同)

日本対がん協会

大阪対ガン協会

明治安田生命保険相互会社 第一生命保険相互会社 アメリカンファミリー生命保険会社

大同生命厚生事業団

日本郵政公社金融総本部

三共株式会社 富士レビオ株式会社 伏見製薬株式会社 ワイス株式会社

大塚製薬株式会社

アストラゼネカ株式会社 中外製薬株式会社(大阪) 大鵬薬品工業株式会社 堀井薬品工業株式会社 塩野義製薬株式会社

シェリング・プラウ株式会社

ノバルティスファーマ株式会社

中外製薬株式会社(本社) ファ 住友製薬株式会社 アム

ファイザー株式会社 アムジェン株式会社

株式会社ヤクルト本社

グラクソ・スミスクライン株式会社

株式会社ウイッツ

医療機関の役割とネットワーク、 等の充実、 情報の提供・普及の5つの柱の がん登録制度、 下に具体的な提言の形をとっており、各項目にが んの情報が関係していることが読み取れる。しか し、その後も患者団体の方と接触を続ける中で、 がん登録制度については、研究者と患者サイドに ギャップがあるのではと考えている。それが前述 の公衆衛生のパラダイム変化なのである。言い換 えれば、行政や研究者は、がん対策の評価や効率 的発展のための基礎資料としてがん登録を考え るという古典的な公衆衛生論に重点を置いてい るのに対して、患者サイドは、自己の医療上の選 択を支援する情報・エビデンスの収集・形成・積 極的発信をとおして、がんと向きあう国民と家族、 そして、その予備軍たる全ての国民をサポートし て欲しいという、疾病管理 (disease control)的な 考えに立脚しているように思えるのである。現在、 厚生労働省では、大臣自らが本部長となり関係す る全局長を本部員とする厚生労働省がん対策推 進本部が設けられ、事務局を勤める組織として

目	次
巻頭言1	多重がん判定規則改訂版 …6
賛助団体紹介1	登録室便り7
報告2	CIV インターネット版紹介 …8
機密保持ガイドライン進捗 …3	第 14 回総会研究会案内 : 9
標準化進捗4	編集後記10
標準システム導入紹介 …5	関連学会一覧10

「がん対策推進室」が大臣官房に置かれている。 そして、予防、検診、医療、終末期ケアまでの一連のがん対策を総合的・連続的にとらえ、既存施策を見直し、平成 18 年度予算への反映を念頭に各局の調整を精力的に行っている。その検討の中核として今後、「がん情報センター(仮称)」の設立が大きな項目となり、がん登録(サーベイランス)機能もしっかり位置付けられることが望ましいと考えられるが、センターの性格や組織は今後引き続き検討されることとなっている。例えば、臨床疫学を取り入れた臨床ガイドラインの作成や、大規模治験の実施、がん登録データーを利用した施設別の治療成績の公表などへの患者の期待への対応を十分にしていかなければならないと考えている。

次に考慮すべきは、行政施策の効率性の視点で ある。少子高齢化社会を低経済成長の中で迎える わが国にとって、この視点はより強調されること さえあれ、弱まることはないであろう。カネやヒ トを投入して行政の基礎資料を作るということ は早晩破綻するのではないかと恐れを抱く行政 関係者は少なくない。この観点から、がん登録を 見た場合どうであろうか? よりスムーズに情報を 獲得する、より安価に人力を介さずに情報を入手 する、そして情報の入手よりも、国民への還元に 力を注ぐ、そんなシステムが望ましいと思われる のだが、如何であろうか。無論、そのためには、 新しい技術の開発と、なによりシンプルな情報収 集の割り切りが必要であると思われるし、「研 究」と「事業」の2つの性格の再整理も必要とな ろう。幸い、医療のシステム化、保険情報処理の 効率化は、今後、否応なく進んでゆくので、その トレンドに巧く乗れば、一気に新しいがん登録を 進めることが可能ではないかと思うのである。そ のためには、ユーザー(それが行政であり、患者 であり、医療機関であれ)のニードに呼応したも のであること、効率性の面から持続可能なシステ ムとして設計されることが肝要であるように思 える。幸い、がん登録関係者には、熱意ある専門 家が綺羅星のようにおられ、その精力を結集すれ ば問題の超克は必ずや可能と思われるので、皆様 と共に前進してゆきたいと思う。

### 「がん医療水準均てん化の推進に 関する検討会」報告書

津 熊 秀 明 大阪府立成人病センター調査部

がん医療水準の均てん化に向けて、2004年9月に第1回「検討会」が開催され、その後計5回の検討会と患者団体からの意見聴取を経て、2005年4月に垣添国立がんセンター総長(「検討会」委員長)から厚生労働大臣に報告書が手渡されました。「報告書」と「検討会」に提出された資料、及び、議事録が全て厚生労働省のホームページから入手可能ですし、また、マスコミ各社が「検討会」の動向に大きな関心を寄せ、その内容をweb等で逐一報道しましたので、全貌はそちらをご覧頂くとして、ここでは、がん登録に関連する事項を紹介致します。

地域がん登録全国協議会関係者としては、「検 討会」に、垣添顧問のほか、神奈川の岡本理事と 津熊が参加し、岡本理事は「全がん協」班で地域 がん専門診療施設のソフト面の整備拡充や、「全 がん協施設」の生存率協同調査を長年リードされ てきた経験を踏まえ、成績を提示し意見陳述され ました。私は大阪府がん登録や「地域がん登録」研 究班で地域別生存率や生存率の地域・施設格差の 課題を扱っていましたので、そうした成績を紹介 するとともに、我が国のがん登録の精度向上にお いて国のリーダーシップが必須であると申し上 げました。また、祖父江理事は、参考人としてが ん対策におけるがん登録の意義と重要性につい て解説し、これまで我が国にがん対策の統合戦略 本部がなかったことが大きな欠陥であると主張 しました。

「報告書」では、がん登録の今後の課題として 以下が指摘されました。

### (1)院内がん登録の推進

院内がん登録の専任スタッフの育成及び確保 等の院内がん登録普及のための支援方法を検討す る必要がある。 院内がん登録を用いて、診療レ ベルをより多面的に評価するために、5 年生存率 以外の指標についても導入を検討する必要がある。

#### (2)地域がん登録事業の推進

罹患率のデータは、地域がん登録事業によ

る以外に得る方法はなく、登録事業の推進が重要である。 院内がん登録の推進と地域がん登録への確実な届出により登録漏れを防止するほか、人口動態死亡情報の活用等を含め、予後調査の負担軽減のための措置等を検討する必要がある。

これら課題実現のため、「提言」に下記が盛り 込まれました。

- a) 一定基準を満たす院内がん登録については医療機関に対するインセンティブを検討する
- b) 新たな地域がん診療拠点病院制度のネットワーク機能を活用して、院内がん登録の標準方式の普及を促進する
- c) 5年生存率の他に、がんの診療レベルを多面的 に総合的に評価する方法を確立し適切に公表 する
- d) 地域がん登録制度の法律上の位置付けの在り 方を検討する
- e) 国による地域がん登録事業に対する支援を強化(人口動態統計、住民票照会の利用の円滑化等)し、登録方式の標準化を推進する
- f) 5 年以上経過した患者に限らず登録患者全員 を追跡することにより、最新のがん診療を反 映した生存率を計測できるようにする

「報告書」では、「我が国において『がん医療 水準の均てん化』を一日でも早く達成するために は、がん医療に関わる行政、医療機関、学会など のあらゆるレベルで、『がん医療水準の均てん 化』に向けた不断の努力が求められる」とされ、 がん登録についても、国、国立がんセンター、都 道府県、地域がん診療拠点病院、特定機能病院の それぞれが果たすべき役割について明示された。 「提言」が生かされ、我が国のがん登録の精度が 飛躍的に向上するように共々に頑張って参りたい。

### 地域がん登録における 機密保持ガイドラインの進捗状況

大島 明 大阪府立成人病センター調査部

地域がん登録事業においては、がん患者本人の 意思を個別に確認することなく、がんというセン シティブなデータを収集し、利用する。この場合、 がん登録データの収集と利用にあたっての機密 保持は当然の前提である。がん登録の国際的組織 であるがん登録国際協議会(International Association of Cancer Registries, IACR) では、1992 年「がん登録における機密保持ガイドライン」 ( Guidelines on Confidentiality in the Cancer Registry)を作成した。日本においては、この動き や国内における個人情報保護に対する関心の高 まりを受けて、厚生省がん研究助成金による「地 域がん登録の精度向上と活用に関する研究班」 (主任研究者:花井 彩)が1996年に「地域がん 登録における情報保護」ガイドラインを公表した。 地域がん登録においてはこれまで個人情報の取 り扱いには十分な配慮をしてきており、機密の漏 洩などの事故は世界においても日本においても、 これまで1度も発生していない。しかし、その後 個人情報保護の法的環境や IT (情報技術)の進歩 により地域がん登録を取り巻く環境は大きく変 化した。

1995 年に指令 95/46/EC( 個人データの処理に係 る個人の保護および当該データの自由な流通に 関する欧州議会および理事会の指令、以下 EU 指 令と略する)が欧州議会によって批准され、EU 連合の加盟各国で個人情報保護に関する国内法 が整備されつつあることおよびその後の IT の進 歩を受けて、ヨーロッパがん登録ネットワーク (European Network of Cancer Registries, ENCR) は欧州のがん登録に焦点を絞り、IACR ガイドラ インを改定して 2002 年に「ヨーロッパ連合の地 域がん登録における機密保持ガイドライン」を作 成した。さらに、IACR では、2002 年から ENCR ガイドラインに基づき、欧州以外の国々における 地域登録の実情をも考慮に入れて IACR のガイド ライン改定作業を行い、2004年に新ガイドライン (Guidelines on Confidentiality for Population-based Cancer Registration ) を発表した。

日本においても EU 指令を受けて 1999 年以降、個人情報保護の法制化についての検討と医学研究に関する倫理指針が検討されるなかで、医学・医療分野におけるプライバシーについても自己情報コントロール権の立場からとらえる姿勢が強まった。このような状況下で、疫学研究・疫学

的事業のうちでも特に地域がん登録事業ではが んというセンシティブな情報を本人に断りなし に収集し利用している、とセンセーショナルな見 出しでしばしばメディアで取り上げられること もあった。2005年4月から個人情報保護法が全面 施行され、これにあわせて医学研究に関する倫理 指針も若干の改正が行われたが、この間に地域が ん登録事業に関して真摯な検討が行われ、地域が ん登録事業と個人情報保護の問題は法的に一応 の整理がなされた。すなわち、健康増進法に基づ く地域がん登録事業において医療機関が診療情 報を提供する場合は、個人情報保護法の利用目的 の制限と第三者提供の制限における本人同意原 則の適用除外の事例に該当するとされ、患者本人 の意思を個別に確認する必要はないことが明記 された。このような状況の変化とその後の情報技 術の進歩を受けて、地域がん登録全国協議会では、 上記の 1996 年の「地域がん登録における情報保 護」ガイドラインを改訂し、「地域がん登録におけ る機密保持ガイドライン」を作成することとした。

このガイドラインの作成には、地域がん登録全国協議会ガイドラインワーキンググループがあたり、本ニュースレターの原稿作成時点(7月25日)ではガイドラインの第2稿がようやく完成したところである。今後、法学分野の研究者に法的観点等から意見を求め、地域がん登録全国協議会総会研究会までには完成し、9月2日に披露する予定である。

### 地域がん登録の標準化進捗状況 (決定事項についての解説)

金子 聰 国立がんセンターがん予防・検診研究センター

第3次対がん総合戦略研究事業「がん予防対策のためのがん罹患・死亡動向の実態把握の研究」班(祖父江班)では、「地域がん登録が満たすべき目標と基準8項目」(JACRニュースレターNo.15参照)に基づき設置された各種ワーキンググループ(WG)により地域がん登録の標準化に関する各種検討を行っています。これまで、WG1からWG9までが組織され、WG1とWG2については、昨年度で検討を終え、既に解散しています。

WG1では、個人照合判定作業で用いる個人識別情報の標準登録方式についての検討が行われました。登録票並びに出張採録票、予後情報を記載した調査票、死亡小票情報を記載した調査票から得られたすべての個人同定情報を履歴としてデータベースで管理することが決まりました。その他に日付不明の際の取り決め、照合の際の姓・名には、漢字を用い、旧字体・異口同音字などの類似辞書を用いること等が決定しました。

WG2 では、施設から登録室に情報を提供する際の標準登録票項目、さらには、登録室から国立がんセンターに罹患情報を提供する際の基準モニタリング項目の検討・決定がなされました。基準モニタリング項目に従い提供された「1993 年~2001年の累積罹患情報」を全国罹患推計を準備を進めています。

WG3 は、用語対応・進行度検討するグループ(責任者:早田みどり先生)として、ICD-10の部位コードやICD-O-2の形態コードからICD-O-3への変換対応表の作成を行いました。現在、webでの公開を準備中です。また、ICD-O-3に存在しない病理組織診断名に対するコード付けを全国的に統一するために、情報収集を行っています。各地域(もしくは院内)でコード化に困っている病理診断名がある場合は、本研究班事務局まで、情報を提供して下さい。検討結果をお伝えすると共に、web等で順次公開することを予定しています。

WG4 は、標準データベースシステム(DBS)の移行・運用に関する検討を行う予定でしたが、WG7(標準 DBS の仕様確定に関する検討・開発グループ)に合併・吸収し、標準 DBS の開発と平行した検討を行うことになりました。

WG5 は、公的承認に関する検討・支援を行うことが目的です(責任者:岡本直幸先生)。公的な承認を得るための支援・情報収集を行っています。

WG6 は、事前調査・基準値に関する検討を担当 しています。平成 16 年 7 月、47 都道府県に対し て行った「地域がん登録の実施状況に関する調 査」の集計結果を報告書として印刷・配布できる よう、現在準備を進めています。

WG7 は、標準 DBS の仕様確定に関する検討・ 開発グループです(責任者:味木和喜子先生)。 標準 DBS の開発は、放射線影響研究所の片山先生を中心に進められており、これまで登録票・死亡票の入力、個人照合まで開発が進みました。昨年度、山形県がん登録に導入され、現在、登録業務の標準作業行程等の検討が行われています。今年度の開発は、集約ファイル(1 腫瘍 1 登録に集約したファイル)統計ファイル(集約ファイルから一定の基準により作成された統計用のファイル)の作成プログラムを予定しています。次年度は、遡り調査(補充票調査)、予後調査、人口動態死亡テープ利用に関するプログラムの開発を予定しており、協力医療機関への情報還元や研究利用に対応したプログラムは次年度以降の開発予定となっています。

WG8 は、多重がんに関する検討グループです(責任者:早田先生)、集約時(recording)と集計時(reporting)の2つの多重がん判定ルールを採用することになりました。集約時ルールとは、各登録が1腫瘍1登録にする際のルールで、地域の独自性が若干許容されています。集計時ルールとは、全がん登録が統計ファイルを作成する際に統一的に用いるルールで、比較性を重視し、IARCの多重がんのルールに従うことを基本とすることが決定しました。

WG9 は、死亡情報の利用についての検討を行う グループです。現在、人口動態死亡統計の目的外 利用申請書様式の標準化について検討しており ます(責任者:三上春夫先生)。

各 WG の決定内容の詳細は、本研究班のホームページに順次掲載する予定にしております(http://ncrp.ncc.go.jp)。情報更新の際は、「地域がん登録メーリングリスト」でお知らせ致しますので、未登録で参加希望の方は、本研究班事務局(NCRP\_office@cied2.res.ncc.go.jp)まで、ご連絡下さい。

### 山形県における 地域がん登録標準システム導入の紹介 柴田 亜希子

山形県立がん・生活習慣病センター

私は 2004 年 4 月より山形県地域がん登録実務 を突然担当することになりました。よろしくお願 いします。さて、着任早々(実は着任以前からで すが)に私に与えられた課題は、旧システムにおいては近い将来避けられない登録の即時性の問題を解決するべく、地域がん登録標準データベースシステムを用いた標準システムへの移行、導入でした。

地域がん登録標準データベースシステム(以降、 標準 DB)とは、標準登録票項目と基準モニタリ ング項目を満足する登録業務に用いるデータベ ースシステムをいいます。標準登録票項目とは、 第3次対がん総合戦略研究事業「がん罹患・死亡 動向の実態把握の研究班」(祖父江班)によって 平成 16 年 7 月に定められたがん登録に必要な全 25 項目を指します。同様に、基準モニタリング項 目とは、罹患数の把握と罹患数の精度を検討する のに必要な情報として定められた全 12 項目(第 一期)です。標準システムとは、情報の収集から 登録・集計までの作業工程が標準化されたものを 指します。祖父江班では、地域がん登録の精度向 上と標準化を目指す方法の一つとして、標準 DB を用いた地域がん登録標準システムの検討、開発 を 2004 年から開始しています (データベース開 発担当は放射線影響研究所情報技術部)。 山形県 地域がん登録では標準 DB を祖父江班の支援を受 け導入し、中小規模地域における標準システムの 構築を目指している訳です。

既存システム(存在する場合)から標準システ ムに移行するためには、大きく3つのステップが 必要です。第一に、既存システムと標準システム の比較が必要ですが、これは 標準システムでは 票を蓄積せずに随時入力するので、任意の時期に 情報を集約できること、 既存システムではデー タのチェックを集計ファイルで行うのに対し、標 準システムでは標準的なチェック項目を登録時 の票内チェックによってエラーのない状態にし てから登録されるので、集計ファイルはエラーの ない状態で完成すること、 既存システムでは個 人照合を台帳による目視で行っていたのに対し、 標準システムでは機械的な同一候補者の抽出と 目視確認で行えるなど、圧倒的に標準システムの 方が効率的で優れており、標準システムの導入に よって登録の質の精度と登録の即時性を改善で きることは明らかでした。第二に、山形のように

登録開始年の早い登録では、既存データの移行が 最大の問題となります。標準システムは、標準登 録票項目と基準モニタリング項目を基本とする ので、既存システムの収集項目、登録項目との整 合性を取る必要があります。一致する項目では、 標準 DB におけるデータの持ち方に修正すべきも のは修正し、標準登録票項目にない項目について は、データ移行をして今後も収集する価値のある 項目かどうかの判断が必要です。この作業が標準 システム移行への要であり、最も苦労しました。 具体的には、約 13 万件の蓄積データの漢字姓と 名の間に区切りを入れる、1992年以前分が未入力 であった診断日を登録票に戻って入力する(約5.5 万件) 過去30年収集してきた「死因」の項目を 不確かなデータとしてデータ移行しないことに 決定した、などです。最後に、標準データベース システム導入後は、その機能を有効に活用できる ような登録システムをまだ標準方式がないため 新たに構築する必要があります。このことについ ては、9月に国立がんセンターで開催される第14 回地域がん登録全国協議会総会研究会の実務者 研修会にて発表の場を与えていただいておりま すので、その抄録をご参照いただければと存じま す。

### IARC / IACR における 多重がんの判定規則改訂版のお知らせ 早田 みどり

放射線影響研究所疫学部

昨年、IARC/IACR から多重がんの判定規則の改訂版が出され、わが国でもこのルールを、地域がん登録の標準方式に採用することが決まったのでお知らせします。(以下、翻訳)

がん登録では、様々なルールに従い多重がんの 判定を行っている。ここに示す規則は、異なる集 団における発がんリスクや予後を比較するため、 がん罹患や生存率計測のためのデータファイル 作成時に適用されるものである。

データ収集の際には、より詳細なデータを収集 し登録することが望ましい。巻末に登録時の推奨 ルールを提案する。そのような症例は、解析の際 は国際ルールに合せるべく変換される必要がある。 罹患・生存率集計時に適用される IARC/WHO の判 定規則

- 1. 多重がんを判定する際、時間の関係は問わない。
- 2. 一方が他方の進展・再発・転移によるもので はない。
- 3. 一つの臓器、両側臓器、あるいは組織に発生した腫瘍は、一腫瘍とみなす。多重がん判定の目的上、いくつかの部位群に関しては、単一部位とみなす。表1にそれを示す。

多発がん(同一部位に発生し、明らかに連続性を欠く複数の腫瘍:膀胱がんなど)は、一つの腫瘍としてカウントする。

表1 多重がんの判定において、1つの部位と考える 部位群

ICD-O-2/3	部位	*
部位コード		
C01	舌基底部	
C02	舌のその他および部位不明	C02.9
C00	口唇	
C03	歯肉	
C04	口腔底	
C05	口蓋	
C06	口腔、その他および部位不明	C06.9
C09	扁桃	
C10	中咽頭	
C12	梨状陥凹(洞)	
C13	下咽頭	
C14	その他および部位不明確の口唇、 口腔および咽頭	C14.0
C19	直腸S状結腸移行部	
C20	直腸	C20.9
C23	胆嚢	
C24	その他および部位不明の胆道	C24.9
C33	気管	
C34	気管支および肺	C34.9
C40	四肢の骨、関節および関節軟骨	
C41	その他および部位不明の骨、関節 および関節軟骨	C41.9
C65	腎盂	
C66	尿管	
C67	膀胱	
C68	その他および部位不明の泌尿器	C68.9

<sup>\*</sup> 診断時期が異なれば、最初に診断された部位をコードするが、診断時期が同じ時は、ここに書かれたコードを用いる。

- 4. 以下の場合は、ルール3を適用しない。
  - 4.1 多くの異なる臓器を侵す可能性のある全身性(多中心性)がんでは、1 個のみカウントする。カポジ肉腫や造血臓器の腫瘍がこれに該当する。
  - 4.2 組織型の異なる腫瘍は(たとえそれらが同一部位に同時に診断された場合でも)多重がんとみなされるべきである。

同一部位に発生した複数の腫瘍の組織型が

表 2 の一つの組織型群に属す場合は、1 個の腫瘍とみなす。複数の組織型群に属す場合は、たとえ同一部位であっても異なる組織型と考え、複数の腫瘍としてカウントする

いくつかの異なる組織型を併せ持つ単一腫瘍が表2の単一組織型群に属す場合は、高い数字の ICD-O-M を用いて単一腫瘍として登録する。

しかし、非特異的な組織型(組織型群 5,12,17)に関しては、特異的な組織型の腫 瘍が存在すれば、非特異的な組織型は無視 し、特異的な組織型を登録すべきである。

表2 Berg の組織型群 (多重がんの判定において、 異なる組織型と考える組織型群)

共なる組織型と考える組織型群)		
1. 扁平上皮癌	8051-8084, 8120-8131	
2. 基底細胞癌	8090-8110	
3. 腺癌	8140-8149, 8160-8162, 8190-8221, 8260-	
	8337, 8350-8551, 8570-8576, 8940-8941	
4. その他の明示された癌腫	8030-8046, 8150-8157, 8170-8180, 8230-	
	8255, 8340-8347, 8560-8562, 8580-8671	
5. 詳細不明の癌腫	8010-8015, 8020-8022, 8050	
6. 肉腫およびその他の軟部組織	8680-8713, 8800-8921, 8990-8991, 9040-	
の腫瘍	9044, 9120-9125, 9130-9136, 9141-9252,	
	9370-9373, 9540-9582	
7. 中皮腫	9050-9055	
8. 骨髄性悪性腫瘍	9840, 9861-9931, 9945-9946, 9950,9961-	
	9964, 9980-9987	
9. B細胞性悪性腫瘍	9670-9699, 9728, 9731-9734, 9761-9767,	
	9769, 9823-9826, 9833, 9836, 9940	
10. T細胞、NK細胞性悪性腫瘍	9700-9719, 9729, 9768, 9827-9831, 9834,	
	98379948	
11. ホジキンリンパ腫	9650-9667	
12. 肥満細胞性悪性腫瘍	9740-9742	
13. 組織球および副リンパ球様	9750-9758	
悪性腫瘍		
14. 詳細不明の血液腫瘍	9590-9591, 9596, 9727, 9760, 9800-9801,	
	9805, 9820, 9832, 9835, 9860, 9960, 9970,	
	9975, 9989	
15. カポジ肉腫	9140	
16. その他の明示された腫瘍	8720-8790, 8930-8936, 8950-8983, 9000-	
	9030, 9060-9110, 9260-9365, 9380-9539	
17. 詳細不明の悪性腫瘍	8000-8005	

#### 多重がん登録に関する IACR の最新勧告

1)乳房など両側臓器に同時期に診断された同じ 組織型の複数の腫瘍は、一方が他方の転移で あるという断りがない限り、それぞれ独立し て登録すべきである。但し、下記腫瘍が同時 期に診断された場合は、両側性の単一腫瘍と して登録する。

> 卵巣腫瘍(同一組織型) 腎臓のウィルムス腫瘍(腎芽腫) 網膜芽細胞腫

#### 胸膜中皮腫

注意:両側臓器の全く異なる組織型の腫瘍は、 別々に登録されなければならない。

2) 大腸 (C18) と皮膚 (C44) の異なる 4 桁部位 に発生したがんは、それぞれ独立して登録す べきである。

### 沖縄県のがん登録

仲程 京子 沖縄県衛生環境研究所企画情情報室

沖縄県は、国の対がん 10 カ年総合戦略の推進に対応して昭和 62 年~63 年にがん特別事業を実施し、昭和 63 年 1 月に沖縄県におけるがん罹患率の測定、受療状況の把握、生存率の測定、がん予防・医療活動の評価、医療機関への情報サービス、がん疫学研究を目的として沖縄県悪性新生物登録事業(がん登録事業)が先進県の指導、助言を得てスタートした。

沖縄県がん登録事業の実施主体は沖縄県福祉 保健部、実施機関は沖縄県衛生環境研究所で、企 画情報室内(発足当時は沖縄県公害衛生研究所疫 学情報室)に中央登録室を置き、実務担当者1名 (常勤の研究員)及び入力業務を主とする約6ヶ 月の非常勤 1 名にて届出票の発送・届出票の収 集・人口動態死亡票の収集(がん実務担当者が各 保健所へハンディコピー機を持参して行う)・帳 票保管・データ入力・集計・解析・報告書作成お よび発送といった一連の業務を行っている。地研 に中央登録室が設置されているのは、全国的にも 極めて希なケースであるが他道府県のように、大 学の公衆衛生関連講座との協力関係が構築でき なかった事やがん専門病院がないこと等諸々の 要因があり、医師不在の当研究所でがん登録実務 担当者の地道な努力により本県がん登録は継続 してきた。幸いにも今年度から臨床および行政経 験ともに豊富な医師を所長に迎えたことは大変 心強く感じている。

本県のがん登録の特徴として、届出票の約7割を出張採録に依存していることであり、ちなみに昨年度の実務担当者の出張採録実日数は62日間である。DCO率は平成3年25.6%をピークに平成10年47.0%、平成13年41.0%となっており、改善

傾向にあるもののがん死亡数の増加に罹患者の 把握が追いついて行けない実情である。このよう に苦しい状況の中で実務担当者を支えてきたの は、大阪府立成人病センターを主任研究者とする 「地域がん登録研究班」へ協力研究者として参加 させて頂き、諸先生方から多くのご指導および励 まし、そして研究費による財政的援助を頂いた事 によるものである。特に平成 12 年度は、それま で実施することができなかった5年生存率計測に ついて、研究班の課題として参加することにより (研究班の大島先生・津熊先生・味木先生のご助 言・指導に力を得て)、単年度ながら良好な精度 で実施することができた事さらに、その際の住民 票照会の手法等がユニークであった事から平成 13 年度地域がん登録全国協議会がん登録実務者 研修会において発表させて頂いたこと等、「地域 がん登録研究班」へは深く感謝している。

昨年度スタートした「がん予防対策のためのが ん罹患・死亡動向の実態把握の研究」班の 15 支 援地域の中に\*印付きで「地域性を配慮しての支 援」として入れて頂いたことは何とか標準化の波 に乗り遅れることを免れ、九死に一生を得た感で ある。本州から遠く離れ、130 万人と比較的小さ な人口規模で、人口移動も少なく、特有な気候風 土を有する沖縄県におけるがん登録は、沖縄県の がん予防・医療水準の向上のみならず、日本にお けるがん罹患状況把握においても重要なもので あると痛感する。

今後の課題は登録精度の向上であり、現状のままではがん登録の有益性を証明することは極めて困難である。精度向上の方法として、 自主的届出勧奨のための説明会や勉強会を開催し普及啓発を図る 出張採録医療機関の見直し 地域がん診療拠点病院との連携を図る 診療情報管理室等の整備されていない医療機関への設置に向けての支援 保健所のがん登録事業に於ける役割の明確化 祖父江班の標準システムに合わせたデータ整備等が上げられる。しかし、課題は多かれどスタッフ・予算の圧倒的不足はどうにかならないものか…と、各登録室からも同じつぶやきが聞こえてきそうでありますが、希望を持って日々業務に邁進するのみある。

CIV Vols. I-VIII. インターネット版 の紹介

> 西野 善一 宮城県立がんセンター研究所疫学部

世界各地域のがん罹患統計がまとめられた Cancer Incidence in Five Continents (CIV)は2002年に第8巻が刊行されたが、このほど第1巻から第8巻までの集計データがインターネット上で得られるようになった。CIV Vols. I-VIII. インターネット版は国際がん研究機関(IARC)のwebsite中の"Cancer Mondial"(http://www-dep.iarc.fr/)で利用可能である。

インターネット版は original database、updated database および detailed database の3つのデータベー スから構成されており、このうち original database は既に刊行されたCIV第1巻から第8巻に記載され ている集計データをインターネット上で利用可能 としたものである。同一期間における各登録の部位 別、あるいは各部位の登録毎の罹患数、罹患率に関 する表が得られるのに加えて、第1巻から第8巻ま でのデータが同じデータベース上にまとめられて いることにより、期間毎の罹患数、罹患率の推移に 関する表が容易に作成可能である。また、データベ ースに基づいた各種グラフの編集もできる。updated database は、これまで刊行された CIV 中の少なくと も3巻に連続してデータが掲載されている地域がん 登録に対して、IARC が昨年データの提出を依頼す ることにより作成された更新データである。データ が更新の上、各登録の集計期間が可能な限り統一化 されている他は original database と同様の内容およ び機能を持つ。detailed database は、これまでほぼ5 年を単位として集計されていた各登録のデータを updated database に基づき単年度で提示しているも のである。さらに、これらのデータベースでは、現 在準備中である CD-ROM 内のソフトを別途使用す ることにより、いくつかの部位や地域をまとめた形 での集計を行うことができるのが特徴である。

インターネット上で公開されることにより、データ入手の利便性が大きく向上したことに加えて、各巻刊行後の集計データが反映された更新データが公開されたことでインターネット版の価値は大きいと考えられる。今後各方面で大いに活用されることを期待したい。

### 第 14 回地域がん登録全国協議会総会 研究会ならびに実務者研修会のご案内

祖父江 友孝

国立がんセンターがん予防・検診研究センター

第 14 回地域がん登録全国協議会総会研究会を 2005 年 9 月 2 日(金)、国立がんセンター内国際 研究交流会館 3 階会議場にて開催いたします。今回の総会研究会は「地域がん登録の精度向上と標準化」を主題として、海外から Parkin 先生と Shin 先生をお招きするなど、従来の総会研究会とはや や趣を異にしたプログラムとなっています。また、翌 3 日(土)には実務者研修会を開催する予定です。前号でのご案内を変更して、第 3 次対がん総合戦略祖父江班での取り組みを地域がん登録に関係する方々に紹介することを主な内容として構成しました。両日とも多数のご参加をお願い致したく、ご案内申し上げます。

9月2日(金)総会研究会

参加費:3,000円

830 - 945 全国協議会理事会

900 受付開始

930-1000 ポスターセッティング

1000-1020 会長挨拶 祝辞

1020-1110 特別講演 1

"Standards to ensure quality of cancer registry data" < がん登録データの質を保証するための基準 > Dr. Max D. Parkin, President,

International Association of Cancer Registries (IACR) < 国際がん登録協会 理事長 > 座長:祖父江 友孝(国立がんセンター)

1110-1200 特別講演 2

"Cancer Registration Network & Cancer Statistics in Korea"

<韓国におけるがん登録ネットワークとがん統計>
Dr. Hai Rim Shin, Director, Research Institute for National Cancer Control & Evaluation, Korea <韓国国立がんセンター がん対策評価研究所 所長>

座長:早田みどり(放射線影響研究所)

1200-1230 総会

1230-1330 昼休み

1330-1410 ポスター見学

(研究所1階 セミナールーム)

1410-1500 教育講演

「地域がん登録における機密保持ガイドライン」 大島 明(大阪府立成人病センター調査部) 座長:岡本 直幸(神奈川県立がんセンター)

1500-1700 シンポジウム

「地域がん登録と院内がん登録の連携」

座長:金子 聰(国立がんセンター)

- 1. 地域がん登録と院内がん登録の連携
  - 過去・現在・未来 -

津熊 秀明 ( 大阪府立成人病センター )

- 2. 出張採録から見た院内がん登録 西野 善一(宮城県立がんセンター)
- 3. 診療情報から見た地域がん登録と 院内がん登録

西本 寛(大津赤十字病院)

- 4. 地域がん登録と院内がん登録
  - 群馬県のとりくみ -

猿木 信裕(群馬県立がんセンター)

1700 閉会挨拶

1700-1730 ポスター撤去

1800-1930 懇親会(ポスター表彰)

会場:国立がんセンター中央病院 19 階 クックマイスター

懇親会費:4,000円

がん登録システムに関する企業ブース設置 (国際交流会館2階)

9月3日(土)がん登録実務者研修会

参加費:1,000円

830 受付開始

司会 金子 聰

(国立がんセンター)

900-930 「第1期基準モニタリング項目収集に よる全国がん罹患集計の進捗状況」 丸亀 知美

(国立がんセンター情報研究部)

930-950 「地域がん登録の標準化と標準データベースシステムの役割」

味木 和喜子

(大阪府立成人病センター)

950-1030 「標準データベースシステム導入の実際」 柴田 亜希子

(山形県立がん・生活習慣病センター)

1030-1040 休憩

1040-1120 「標準データベースシステム開発と概要」

片山 博昭( 放射線影響研究所)

1120-1200 「特別発言」

質疑応答

第 14 回地域がん登録全国協議会総会研究会

大会会長:祖父江 友孝 事務局:国立がんセンター

がん予防・検診研究センター

情報研究部

〒104-0045 東京都中央区築地 5-1-1 Tel: 03-3542-2511 (ext3428) Fax: 03-3547-8584

Mail: JACR2005@cied2.res.ncc.go.jp

### 保健文化賞の受賞

8月4日夕刻、第一生命から、地域がん登録全 国協議会が第57回「保健文化賞」の受賞者に選 定されたとの結果が伝えられました。「保健衛生 の分野において実際的な活動や研究を行い、すぐ れた業績をあげた団体」として地域がん登録全国 協議会のこれまでの活動が認められたことは非 常に喜ばしいことです。これを励みに、日本の地 域がん登録事業の発展向上に向けてさらに努力 しましょう(大島)

#### 編集後記

今回初めて掲載記事及び執筆者の選定から遣らせていただき、大変勉強になりました。限られた時間の中で、超多忙な先生方が依頼を受けてくださり、全員が期限を忠実に守ってくださいましたことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。巻頭言の「新しいがん登録への期待と展望」の中で、中谷先生は、がん登録の必要性を踏まえた上で、今後、我々が克服していくべき道を示してくださったように思います。研究者と患者すなわち一般国民とのがん登録に対する意識のギャップというご指摘も、真摯に受け止める必要があるうかと思います。がん登録関係者に元気を与えて頂いたと同時に、宿題を頂いたと感じたのは、私だけでしょうか? みんなで知恵を出し合い、頑張っていきましょう。(M.S.)

「がん医療水準均てん化の推進に関する検討会」報告書で院内がん登録の推進が取り上げられていますが、沖縄県と同様に出張採録への依存度が高い地域で業務に携わる者としては、精度向上を目指してさらに出張採録を広げることは人員や予算の点で困難な中、院内がん登録の普及により自主的届出が増加することが重要であることを日頃より認識しています。9月の地域がん登録全国協議会総会研究会ではシンポジウムのテーマとして「地域がん登録と院内がん登録の連携」が取り上げられており、実のある議論が行われることを期待します(Y.N.)

#### 2005-2006 年 関連学会一覧

20	05	匥
~~	-	_

9月2-3日 地域がん登録全国協議会総会研究会(第14回)東京都 国立がんセンター

9月13-15日 国際がん登録学会 (IACR) (第27回) Entebbe, Uganda

9月14-16日 日本癌学会(第64回) 札幌市 ロイトン札幌 他4会場

9月14-16日 日本公衆衛生学会 (第64回) 札幌市 札幌コンベンションセンター

2006年

1月23-24日 日本疫学会 学術総会(第16回) 名古屋市 中小企業振興会館

発 行 地域がん登録全国協議会 Japanese Association of Cancer Registries 理事長 大島 明事務局 〒537-8511 大阪市東成区中道 1-3-3 大阪府立成人病センター内

TEL: 06-6972-1181 (2314), 06-6977-2030 (直) FAX: 06-6977-2030 (直), 06-6978-2821

URL: http://home.att.ne.jp/grape/jacr/